

市町村及び検診機関に対する助言方針案について

1 がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

1 一次検診及び精密検査の受診勧奨

(現状)・令和4年度の肺がん検診受診者は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い大きく減少した令和2年度に比べ増加したものの、流行前の令和元年度には及ばない。また、過去5年間で減少傾向にある。(資料3)

・令和3年度の肺がん検診精検受診率は、県の目標値である90%に達していない。(資料3)

(市町村への助言方針案)

- がんの早期発見・早期治療の機会を逸さないよう、一次検診及び精密検査の受診勧奨を強化されたい。
- 今後、肺がんの県下統一運用で行う精度管理の仕組みづくりを通じて、特に未把握率及び未受診率の改善を図られたい。
- 各市町村においては、受診者に占める人間ドック(国保等)の割合が高い場合、その精検受診対策の見直しを検討されたい。

(検診機関への助言方針案)

- 市町村との契約内容を確認したうえ、精検受診対策の実施を徹底されたい。

1 がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

2 がん検診の実施体制(市町村)

(現状)・市町村チェックリストについて、実施率が低い項目が多く、県全体の実施率が全国下位。(資料4)

- 実施率が低い項目は資料4のとおり。
- 実施率が低い項目を中心とした次の項目については、すべての市町村で実施されるよう現状の把握と改善を推進することが必要。

(1) 受診者への説明

- ① 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別に配布しているか※

※検診機関が資料を作成し、配布している場合:市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば、配布を省いてもよい

(2) 精密検査結果の把握

- ① 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認したか
- ② 過去5年間の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録しているか

(3) 検診機関の質の担保

- ① 委託先検診機関を、仕様書の内容に基づいて選定しているか※
※もしくは仕様書の代わりに、市区町村の実施要綱等の遵守を選定条件としてもよい
- ② 仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしているか



部会からの指導内容の通知に併せて、各市町村の現状と改善計画の調査を実施し、実施率の向上を図る

1 がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

2 がん検診の実施体制(市町村)

現状と改善計画の調査のイメージ

〇〇市

市町村チェックリスト未実施事項に関する現状と改善計画について

肺がん

| 問3. 受診者への説明、及び要精検者への説明 | | | ×となっている理由・現状等 | 改善は可能か | 改善可能な場合 | | 改善困難な場合 困難な理由 |
|---|---|----------|---------------|--------|---------|-------|------------------|
| 設問 | 備考 | R4回答 | | | 改善の方法 | 改善の時期 | |
| 問3-1. 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しましたか | ※ 検診機関が資料を作成、配布している場合:市町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されている場合は配布を省いてもよい | 集団 個別 | | | | | |
| 問4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨 | | | ×となっている理由・現状等 | 改善は可能か | 改善可能な場合 | | 改善困難な場合 困難な理由 |
| 設問 | 備考 | R4回答 | | | 改善の方法 | 改善の時期 | |
| 問4-2. 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しましたか | ※ 本人に確認する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本人から申告される必要がある | 集団 個別 | | | | | |
| 問4-4. 過去5年間の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録していますか | | 集団 個別 | | | | | |
| 問6. 検診機関(医療機関)の質の担保 | | | ×となっている理由・現状等 | 改善は可能か | 改善可能な場合 | | 改善困難な場合 困難な理由 |
| 設問 | 備考 | R4回答 | | | 改善の方法 | 改善の時期 | |
| 問6-1. 委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しましたか | ※ もしくは仕様書の代わりに、自治体(都道府県/市町村)の実施要綱等の遵守を選定条件としてもよい | 集団 個別 | | | | | |
| 問6-1-1. 仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明確すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしていたか | | 集団 個別 | | | | | |

前ページで示した項目を列挙

令和4年度の実施状況を表示して各市町村へ送付

×になっている項目について、理由や現状・改善の可否・改善が難しい理由を検討してもらい、報告してもらおう

1 がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

3 がん検診の実施体制(検診機関)

(現状)・検診機関チェックリストにおいて、実施率が低い項目がある。(資料4)

○ 次に掲げる検診機関チェックリストの項目について、未実施の検診機関は実施に向けた検討が必要。

【肺がん検診】

(1) 質問(問診)、及び撮影の精度管理

- ① 事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師、及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、市町村に提出していること

(2) 胸部エックス線読影の精度管理

- ① 読影は二重読影を行い、読影に従事する医師は要件を満たしていること

注 読影医の要件

- ・第一読影医:検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加していること
- ・第二読影医:下記の1)、2)のいずれかを満たすこと
 - 1) 3年間以上の肺がん検診読影経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加している
 - 2) 5年間以上の呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医のいずれかとしての経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加している

(3) 胸部エックス線読影の精度管理

- ① 検診に従事する医師の胸部画像読影力向上のため「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」を年に1回以上開催している、もしくは、他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会を年に1回以上受講していること
- ② 内部精度管理として、検診実施体制や検診結果の把握・集計・分析のための委員会(自施設以外の専門家を交えた会)を年に1回以上開催している、もしくは、市区町村や医師会等が設置した同様の委員会に年に1回以上参加していること